

福岡市公報

令和7年3月27日 第7131号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○福岡市職員定数条例の一部改正（第9号）	3
○福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正（第10号）	4
○福岡市職員等旅費支給条例等の一部改正（第11号）	6
○福岡市職員の給与に関する条例の一部改正（第12号）	11
○福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（第13号）	13
○福岡市保護施設等の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正（第14号）	15
○福岡市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正（第15号）	16
○福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正（第16号）	17
○福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正（第17号）	18
○福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部改正（第18号）	19
○福岡市指定障がい児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部改正（第19号）	20
○福岡市一時保護施設の設備及び運営の基準を定める条例（第20号）	21
○福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正（第21号）	33
○福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部改正（第22号）	34
○福岡市指定障がい者支援施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部改正（第23号）	35
○福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正（第24号）	36
○福岡市障がい者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正（第25号）	37

部改正（第25号）	37
○福岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部改正（第26号）	38
○福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部改正（第27号）	39
○福岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部改正（第28号）	40
○福岡市立老人福祉センター条例の一部改正（第29号）	41
○福岡市国民健康保険条例の一部改正（第30号）	42
○福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部改正（第31号）	43
○福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例の一部改正（第32号）	44
○福岡市旅館業法施行条例等の一部改正（第33号）	45
○はかた伝統工芸館条例の一部改正（第34号）	46
○福岡市中央卸売市場業務条例の一部改正（第35号）	47
○博多港湾湾施設管理条例の一部改正（第36号）	48
○福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正（第37号）	54
○福岡市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正（第38号）	56
○福岡市交通事業の設置等に関する条例の一部改正（第39号）	59
○福岡市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正（第40号）	60
○福岡市消防事務における規制に関する手数料条例の一部改正（第41号）	62
○福岡市立中学校設置条例の一部改正（第42号）	63
○福岡市学校給食費条例の一部改正（第43号）	64
○福岡市立学校職員の給与に関する条例の一部改正（第44号）	65
○福岡市民体育館条例の一部改正（第45号）	67
○福岡市立地区体育施設条例の一部改正（第46号）	69
○刑法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（第47号）	70

条	例
---	---

福岡市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第9号

福岡市職員定数条例の一部を改正する条例

福岡市職員定数条例（昭和27年福岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「6,333人」を「6,401人」に、「688人」を「694人」に改め、同項第2号中「9,586人」を「9,870人」に、「8,558人」を「8,852人」に改め、同項第7号中「478人」を「477人」に改め、同項第8号中「560人」を「580人」に改め、同項第9号中「1,134人」を「1,151人」に改め、同項中「合計 18,176人」を「合計 18,564人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第10号

福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和26年福岡市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 8 項中「前項までの規定による」を「第 7 項までの規定による」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項の次に次の 1 項を加える。

8 任命権者は、職員（任命権者が定める職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第 4 項及び第 6 項の規定による勤務を要しない日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、これらの規定にかかわらず、任命権者が定めるところにより、職員の申告を経て、4 週間を超えない範囲内で週を単位として任命権者が定める期間ごとの期間につき第 1 項に規定する勤務時間となるように、第 4 項及び第 6 項の規定による勤務を要しない日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

第 5 条の 2 第 1 項中「第 3 条第 8 項」を「第 3 条第 9 項」に改める。

第 11 条の 2 第 1 項中「定める者」の次に「（第 11 条の 4 第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

第 11 条の 3 の次に次の 2 条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第11条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第11条の5 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

福岡市職員等旅費支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第11号

福岡市職員等旅費支給条例等の一部を改正する条例

(福岡市職員等旅費支給条例の一部改正)

第 1 条 福岡市職員等旅費支給条例(昭和28年福岡市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第 1 章の章名を削り、第 1 条第 2 項中「第 3 条第 1 項第 5 号」を「第 3 条第 5 号」に、「特別の定」を「特別の定め」に、「除く外」を「除くほか」に改める。

第 3 条第 1 項第 2 号中「以下」を「次号において」に改め、同項第 3 号中「以下」の次に「この号において」を加え、同項第 4 号中「職員については」を「場合又は各機関の長若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。))が認める場合には」に、「又は居所)」を「居所その他旅行命令権者が認める場所)」に改め、同項第 6 号を削り、同項第 7 号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係を形成した者として市長が定めるものを含む。)」を加え、同号を同項第 6 号とし、同項に次の 1 号を加える。

(7) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。))であつて、本市と旅行役務提供契約(旅行者等が本市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、本

市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。)を締結したものをいう。

第3条第2項を削る。

第4条第2項第1号中「以下」の次に「この号及び次項において」を加え、同条第3項中「因り」を「より」に改め、同条第5項中「外」を「ほか」に、「特別の定」を「特別の定め」に改め、同条第6項中「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。)」及び「その出発前に」を削り、「を取り消され」を「の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第6条において同じ。)」を受け」に、「場合において」を「場合その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なつた」を「なる金額又は支出を要する」に改め、同条第7項中「交通機関の事故又は」を削り、「その他市長が」を「その他規則で」に改め、同条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、本市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第5条第1項中「各機関の長又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)」を「旅行命令権者」に、「以下「旅行命令等」」を「以下この条及び次条において「旅行命令等」に改め、同条第2項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第3項中「を変更(取消を含む。以下同じ。)」する」を「の変更をする」に、「基き、これを変更する」を「基づき、その変更をする」に改め、同条第4項中「これを変更する」を「その変更をする」に改め、「以下」の次に「この条において」を加え、「に当該旅行に関する」を「に規則で定める」に、「これを当該」を「当該事項を当該」に改める。

第6条の見出し中「旅行命令簿等」を「旅行命令等」に改め、同条第1項中「因り」を「より」に、「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改め、同条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第7条を削り、第8条の前の見出しを削り、同条中「旅費は」を「旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして規則で定める種目及び内容に基づき」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「因り」を「より」に、「よつて旅行し難い」を「よ

り旅行し難い」に改め、同条を第7条とし、同条の前に見出しとして「（旅費の計算）」を付する。

第9条及び第10条を削り、第11条第1項中「するもの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を加え、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条を第8条とする。

第12条、第2章及び第3章並びに第4章の章名を削り、第27条中「市用の交通機関等を利用して旅行した」を「本市以外の者から旅費の支給を受ける」に、「その他当該」を「その他」に、「又は当該旅行」を「又は旅行」に改め、同条を第9条とし、同条の前に見出しとして「（旅費の調整）」を付する。

第28条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

（旅費の返納）

第11条 会計管理者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、会計管理者等は、前項に規定する返納に代えて、当該会計管理者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第29条中「条例」の次に「に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例」を加え、同条を第12条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡市職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第2条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡市職員の処遇等に関する条例（昭和63年福岡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条中「福岡市職員等旅費支給条例（昭和28年福岡市条例第23号）」を「福岡市職員等旅費支給条例施行規則（昭和28年福岡市規則第9号）」に改める。

（福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

第3条 福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年福岡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「種類」を「種目」に、「福岡市職員等旅費支給条例（昭和28年福岡市条例第23号）」の次に「及び福岡市職員等旅費支給条例施行規則（昭和28年福岡市規則第9号）」を加える。

第5条第1項中「、福岡市職員等旅費支給条例別表第1に掲げる3等級の職員に準じ、旅費」を「旅費」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「前項の例により」を削り、同条に次の1項を加える。

3 前2項の旅費の種目、額及びその支給方法は、福岡市職員等旅費支給条例及び福岡市職員等旅費支給条例施行規則の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の福岡市職員等旅費支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の条例第3条第4号に規定する旅行命令権者が改正後の条例第5条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び改正後の条例第4条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前の福岡市職員等旅費支給条例（以下「改正前の条例」という。）第5条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び改正前の条例第4条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に改正前の条例第5条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に改正後の条例第3条第4号に規定する旅行命令権者が改正後の条例第5条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

-
- 3 改正後の条例第4条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の条例第4条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
 - 4 改正後の条例第11条の規定は、改正後の条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。
 - 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

福岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第12号

福岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福岡市職員の給与に関する条例（昭和26年福岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」を「及び勤勉手当」に改める。

第8条第4項中「日の日数」を「日及び勤務時間を割り振らない日の日数を合計した日数」に改める。

第15条第3項中「第3条第8項」を「第3条第9項」に、「第7項」を「第8項」に改める。

第19条の2第1項中「要しない日」の次に「、勤務時間を割り振らない日」を加え、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第20条の2第3号及び第4号並びに第20条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第21条の2を次のように改める。

第21条の2 削除

第21条の4中「、第19条の3」を「及び第19条の3」に改め、「及び第20条の4」を削る。

第22条中「及び特定任期付職員業績手当」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第20条の2第3号及び第4号並びに第20条の3第1項第1号及び第5項第1号の改正規定は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、この条例による改正後の福岡市職員の給与に関する条例第20条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第13号

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 5 年福岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「第24条」を「第24条の 2」に改める。

第12条に次の 1 号を加える。

(13) 緊急消防援助等業務手当

第20条第 2 項中「350円とする」を「2,160円以内において規則で定める」に改める。

第 3 章中第24条の次に次の 1 条を加える。

（緊急消防援助等業務手当）

第24条の 2 緊急消防援助等業務手当は、職員が消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第 1 項に規定する緊急消防援助隊として行う業務その他これに準じるものとして規則で定める業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日 1 日につき2,160円以内において規則で定める。

第27条中「第24条まで」を「第24条の 2 まで」に改める。

附則第 7 項の前の見出し及び同項から附則第11項までを削る。

附則第12項中「（新型コロナウイルス感染症を除く。）」を削り、同項を附則第 7 項とし、附則第13項を附則第 8 項とする。

附則第14項中「附則第12項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第15項中「附則第12項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第16項中「附則第12項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第11項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前において、この条例による改正前の福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例第12条第 8 号及び第20条の規定により支給事由の生じた特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。

福岡市保護施設等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第14号

福岡市保護施設等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市保護施設等の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項及び第26条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

福岡市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第15号

福岡市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例

福岡市子ども・子育て支援法施行条例（平成27年福岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第13条第 1 項」を「第10条の 5 若しくは法第13条」に改め、「。以下同じ」を削り、「同項」を「これら」に改め、「当該」を削る。

附則第 2 項中「第13条第 1 項」を「第13条」に、「以下同じ。）」とあるのは「子ども・子育て支援法施行令」を「）」とあるのは「子ども・子育て支援法施行令」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第16号

福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する
条例

福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年福岡市条例第58号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「10年間」を「12年間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第17号

福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年福岡市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第18号

福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。

第7条第1項及び第7項ただし書中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

福岡市指定障がい児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第19号

福岡市指定障がい児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

福岡市指定障がい児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第4項ただし書中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

福岡市一時保護施設の設備及び運営の基準を定める条例をここに公布する。

令和7年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第20号

福岡市一時保護施設の設備及び運営の基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 児童の権利擁護等（第6条－第11条）
- 第3章 設備（第12条）
- 第4章 職員配置（第13条－第20条）
- 第5章 安全計画等（第21条－第24条）
- 第6章 衛生管理等（第25条・第26条）
- 第7章 食事、養護、生活支援等（第27条－第29条）
- 第8章 雑則（第30条－第36条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の4第2項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法に定めるところによる。

(目的)

第3条 最低基準は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童相談所長及び一時保護施設の管理者を含む。以下同じ。）の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

(最低基準の向上等)

第4条 本市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

- 2 一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。
- 3 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(一般原則)

第5条 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
- 4 一時保護施設には、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 5 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

第2章 児童の権利擁護等

(差別的取扱いの禁止)

第6条 一時保護施設においては、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

(児童の権利擁護)

第7条 市長又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な

事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

- 2 一時保護施設においては、入所した児童に対し、その意見又は意向（法第33条の3の3に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行わなければならない。

（児童の権利の制限）

第8条 一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

- 2 一時保護施設において、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得よう努めなければならない。

（児童の行動の制限）

第9条 一時保護施設においては、施錠等により児童の行動を制限してはならない。

（児童の所持品等）

第10条 一時保護施設においては、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

- 2 一時保護施設において、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。
- 3 一時保護施設において、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、き損等が生じないように設備に保管しなければならない。

（虐待等の禁止）

第11条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第3章 設備

（設備の基準）

第12条 一時保護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。第8号及び第28条第2項において同じ。）又は屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。第8号及び第28条第2項

- において同じ。)、相談室、食堂(ユニット(居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であって、その利用定員がおおむね6人以下であるものをいう。以下この条並びに第16条第1項及び第2項において同じ。))を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。)、調理室、浴室及び便所を設けること。
- (2) 児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。
- (3) 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。
- (4) 児童の居室の一室の定員は、これを4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の一室の定員は、これを6人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とすること。
- (5) 少年(法第4条第1項第3号に規定する少年をいう。次号において同じ。)の居室の一室の定員は、1人とするよう努めるとともに、その面積は、8平方メートル以上とするよう努めること。
- (6) 少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童(少年を含む。以下この号において同じ。)で同一の居室を利用できるよう、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。
- (7) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする。
- (8) 学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有すること。
- (9) 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にする。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
- (10) 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)第2条第1項に規定する性的指向及び同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。
- (11) 児童30人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けること。
- (12) 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

第4章 職員配置

(職員の一般的要件)

第13条 一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(職員の研修等)

第14条 一時保護施設の職員は、常に自己研鑽^{きんさん}に励み、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 市長は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。

(職員)

第15条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第18条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童10人以下を入所させる一時保護施設にあつては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあつては学習指導員を、児童40人以下を入所させる一時保護施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

- 2 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の児童おおむね3人につき1人以上とする。
- 3 心理療法担当職員の数、児童おおむね10人につき1人以上とする。
- 4 学習指導員の数、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。

(夜間の職員配置)

第16条 一時保護施設（ユニットを整備していないものに限る。）には、夜間、職員2人以上を置かなければならない。

- 2 一時保護施設（前項に規定するものを除く。）には、夜間、1のユニットごとに職員1人以上を置かなければならない。ただし、夜間に置かれる職員全体の数は、2人を下るこ

とはできない。

- 3 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第25条第1項の規定による通告に係る対応を行う場合には、一時保護施設には、夜間、前2項に規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。

(管理者等)

第17条 一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。

- 2 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。

- 3 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務（法第13条第3項第3号に規定する相談援助業務をいう。）に通算しておおむね5年以上従事した経験を有する者でなければならない。

- 4 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、2年に1回以上、一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準じる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童指導員の資格)

第18条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (4) 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (5) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者

- (6) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (8) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
 - (9) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であって、市長が適当と認めたもの
 - (10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
- 2 前項第1号の指定は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

（心理療法担当職員の資格）

第19条 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（学習指導員の資格）

第20条 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

- 2 学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）を入所させる一時保護施設であって学習指導員を2人以上置くものにあっては、教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び教育職員免許法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ1人以上置くよう努めなければならない。

第5章 安全計画等

（非常災害対策）

第21条 一時保護施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第22条 一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第23条 一時保護施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第24条 一時保護施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

第6章 衛生管理等

(衛生管理等)

第25条 一時保護施設に入所している児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設においては、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している児童を入浴させ、又は清拭しなければならない。

4 一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。なお、下着は児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。

5 一時保護施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(入所した児童及び職員の健康状態の把握等)

第26条 児童相談所長は、一時保護施設に入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果及び必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は市長に報告しなければならない。

3 一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

第7章 食事、養護、生活支援等

(食事)

第27条 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法（第30条の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、その献立は、でき

る限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
- 5 一時保護施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（養護）

第28条 一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。

- 2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

（生活支援、教育及び親子関係再構築支援等）

第29条 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行わなければならない。

- 2 一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。
- 3 一時保護施設は、学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 4 一時保護施設は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。
- 5 一時保護施設は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

第8章 雑則

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第30条 一時保護施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該一時保護施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

(関係機関との連携)

第31条 児童相談所長は、児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関等関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。

(内部の規程)

第32条 一時保護施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- (1) 入所する児童の支援に関する事項
- (2) その他施設の管理についての重要事項

(帳簿)

第33条 一時保護施設には、入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第34条 一時保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 市長は、一時保護施設の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第35条 市長は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

(電磁的記録)

第36条 一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（職員及び夜間の職員配置に関する経過措置）

- 2 一時保護施設の職員の確保の状況その他特別の事由により、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、この条例で定める基準により難しいときは、当該一時保護施設は、令和8年3月31日まで、これによらないことができる。この場合においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第42条及び第46条の規定を準用する。

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第21号

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第27条第 1 項、第56条第 1 項、第66条第 1 項、第 4 項ただし書及び第12項ただし書、第80条第 1 項、第90条第 1 項並びに第98条第 1 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第22号

福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第89条第4項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

福岡市指定障がい者支援施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第23号

福岡市指定障がい者支援施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

福岡市指定障がい者支援施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第38条第5項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第24号

福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する
条例

福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第46条第4項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

福岡市障がい者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第25号

福岡市障がい者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市障がい者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第30条第5項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

福岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第26号

福岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第27号

福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項及び第22条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

福岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第28号

福岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第13項ただし書中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

福岡市立老人福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第29号

福岡市立老人福祉センター条例の一部を改正する条例

福岡市立老人福祉センター条例（昭和43年福岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表名称の欄を次のように改める。

名	称
福岡市立福岡100プラザ博多	
福岡市立福岡100プラザ西	
福岡市立福岡100プラザ南	
福岡市立福岡100プラザ東	
福岡市立福岡100プラザ中央	
福岡市立福岡100プラザ城南	
福岡市立福岡100プラザ早良	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第30号

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

福岡市国民健康保険条例（昭和34年福岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第14条の 5 中「65万円」を「66万円」に改める。

第14条の 5 の10中「24万円」を「26万円」に改める。

第18条の 2 第 1 項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第 5 項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第 6 項中「65万円」を「66万円」に改める。

第18条の 5 第 1 項及び第 2 項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第 4 項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第 5 項中「65万円」を「66万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の福岡市国民健康保険条例の規定は、令和 7 年度分の保険料から適用し、令和 6 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第31号

福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例

福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第79条第1項、第97条第1項及び第103条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第32号

福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例

福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第69条第1項、第88条第1項及び第94条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

福岡市旅館業法施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第 33 号

福岡市旅館業法施行条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

- (1) 福岡市旅館業法施行条例（平成 24 年福岡市条例第 74 号）第 8 条第 6 号イ(イ) c
- (2) 福岡市公衆浴場法施行条例（平成 24 年福岡市条例第 76 号）第 6 条第 1 項第 8 号イ(ウ)

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

はかた伝統工芸館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第34号

はかた伝統工芸館条例の一部を改正する条例

はかた伝統工芸館条例（平成22年福岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「早良区百道浜三丁目」を「博多区博多駅前一丁目」に改める。

別表 1 伝統産業の承継及び発展を図ることを目的とした利用の表及び 2 1 以外で市長が特に認める利用の表中「午前 9 時 30 分」を「午前 10 時」に、「午後零時 30 分」を「午後 1 時」に、「午後 5 時 30 分」を「午後 6 時」に改め、別表備考中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

福岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第35号

福岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

福岡市中央卸売市場業務条例（昭和46年福岡市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第9条第5項第3号イ、第23条第1号、第24条第5項第3号イ及び第58条第5項第2号中「禁鋼」を「拘禁刑」に改める。

別表第3 東冷蔵庫使用料の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第9条第5項第3号イ、第23条第1号、第24条第5項第3号イ及び第58条第5項第2号の改正規定は、同年6月1日から施行する。

博多港港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第36号

博多港港湾施設管理条例の一部を改正する条例

博多港港湾施設管理条例（昭和39年福岡市条例第78号）の一部を次のように改正する。

目次中「第27条」を「第30条」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

（港湾施設の占有）

第4条の2 港湾施設に工作物又は貨物その他の物件（以下この章において「物件」という。）を設置する等の方法によつて港湾施設の使用（以下この章において「占有」という。）をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、占有が港湾施設の用途又は目的を妨げないと認める場合に限り、前項の許可（以下「占有の許可」という。）をすることができる。

第5条中「を利用しようとする」を「の利用又は占有をしようとする」に、「利用の許可を」を「利用の許可又は占有の許可（以下「利用の許可等」という。）を」に改め、同条第1号中「利用の許可」を「利用の許可等」に改め、同条第2号中「利用」の次に「又は占有」を加え、同条第3号中「条例若しくは」を「条例（この章に限る。以下同章において同じ。）若しくは」に、「利用の許可に附した」を「利用の許可等に付した」に改め、同条第4号中「利用」の次に「、占有」を加える。

第5条の次に次の1条を加える。

(禁止行為)

第5条の2 何人も、港湾施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物件を放置すること。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定による許可又は承認を得ないで工作物又は物件を設置し、又は蔵置すること。
- (3) 港湾施設の保全若しくは管理又は機能の確保に支障を生じさせること。

第6条中「利用の許可」を「利用の許可等」に、「利用する施設」を「利用又は占有をする港湾施設」に、「設備をしよう」を「設備を設置しよう」に改める。

第7条中「利用する」を「利用又は占有をする」に、「譲渡し」を「譲渡すること」に、「供し、又は」を「供すること又は」に、「ができない」を「（以下「権利譲渡等」という。）をしてはならない」に改め、同条に次の1項を加える。

2 何人も、権利譲渡等を受け、又は権利譲渡等に係る港湾施設を使用収益してはならない。

第8条第1項中「利用の許可を」を「利用の許可等を」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定による許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 詐欺その他不正な手段により、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による許可を受けたとき。
- (4) 納期限までに使用料又は占有料を納付しないとき。
- (5) 港湾施設の保全若しくは管理又は機能の確保に支障を生じさせたとき。
- (6) その他公益上又は管理上市長が必要と認めたとき。

第8条第2項中「第4号」を「同項第6号」に改める。

第9条の見出し中「使用料」を「使用料等」に改め、同条中「許可利用者」を「利用の許可を受けた者」に、「第25条第1項」を「第28条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 占有の許可を受けた者からは、別表第2に定める額（当該占有が消費税法の規定により消費税が課税されるものである場合については、同表に定める額に100分の110を乗じて得た額）の占有料を徴収する。

第10条の見出し中「使用料」を「使用料等」に改め、同条中「前条」を「前条第1項」に

改め、「使用料」の次に「及び同条第2項の占用料」を加える。

第11条の見出し中「使用料」を「使用料等」に改め、同条中「係る使用料」の次に「及び占用料」を加え、同条ただし書中「利用」の次に「又は占用」を加える。

第12条の見出し中「使用料」を「使用料等」に改め、同条中「使用料」の次に「及び占用料」を加える。

第13条中「利用を」を「利用又は占用を」に、「利用の許可」を「利用の許可等」に改める。

第15条を次のように改める。

(報告徴収、立入検査等)

第15条 市長は、この条例の規定の施行に必要な限度において、許可利用者その他必要と認める者から報告又は資料の提出を求めることができる。

2 市長は、この条例の規定の施行に必要な限度において、その職員に、条例の規定による許可に係る場所若しくは許可利用者その他必要と認める者の事務所若しくは事業場に立ち入り、行為の状況若しくは工作物、帳簿、書類等を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、当該立入検査に従事する職員であることを証する証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第15条の次に次の3条を加える。

(指導、助言及び勧告)

第15条の2 市長は、許可利用者その他必要と認める者に対し、港湾施設の適正な利用、占用、保全又は管理のために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(監督処分)

第15条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、この条例の規定による許可の効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たな条件を付し、又は行為の中止、工作物若しくは物件の移転若しくは撤去、港湾施設の原状回復若しくは返還その他必要な措置を期限を定めて命じることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反した者

(2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定による許可に付した条件に違反した者

(3) 詐欺その他不正な手段により、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による許可を受けた者

(4) 港湾施設の保全若しくは管理又は機能の確保に支障を生じさせている者

- 2 市長は、前項の規定による移転又は撤去の命令を受けた者が、これを履行しない場合は、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

（公表）

第15条の4 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他必要な事項を公表することができる。

(1) 前条第1項の規定による移転又は撤去の命令を受けた者であつて、正当な理由なく当該命令に従わないもの

(2) 前条第1項の規定による命令を受けた者（第7条第1項の規定に違反して権利譲渡等を行つた者並びに同条第2項の規定に違反して権利譲渡等を受けた者及び権利譲渡等に係る港湾施設の使用収益を行つた者に限る。）であつて、正当な理由なく当該命令に従わないもの

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者に対しその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第16条の3中「緑地においては」を「何人も、緑地においては」に改める。

第16条の10第1項中「の規定（この章の規定に限る。以下この条において同じ。）」を「（この章に限る。以下この条において同じ。）の規定」に改める。

第16条の11中「前条の使用料」を「前条第1項の使用料及び同条第2項の占用料」に、「第16条の7第1項」を「、「第16条の7第1項」に改め、「第12条中「使用料」とあるのは「使用料又は占用料」と」を削る。

第17条第2項第4号中「前3号」を「前4号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号中「第15条第1項に規定する」を「第15条の3第1項の規定による」に、「搬出」を「移転」に、「同項第3号に該当する物件に係るものを除く」を

「第5条の2第1号又は第2号の規定に違反した者に対するものに限る」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第15条の2の規定による物件の移転又は撤去に係る指導、助言及び勧告（第5条の2第1号又は第2号の規定に違反した者に対するものに限る。）に関する業務
第17条第3項第5号中「第3号」を「同項第3号」に改める。

第23条中「第13条、第15条第1項」を「第13条、第15条の2、第15条の3第1項」に、「第15条第1項中「市長は、次の各号のいずれかに該当する物件については、」とあるのは「指定管理者は第1号又は第2号に該当する物件について、市長は第3号に該当する物件について、それぞれ」を「第15条の2中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「指導」とあるのは「物件の移転又は撤去に係る指導」と、第15条の3第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「この条例の規定による許可の効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たな条件を付し、又は行為の中止、工作物若しくは物件の移転若しくは撤去、港湾施設の原状回復若しくは返還その他必要な措置」とあるのは「物件の移転又は撤去」に改める。

第24条を次のように改める。

（目的外使用の使用料）

第24条 別表第2に掲げる港湾施設として公共用に供している行政財産を自動販売機、売店
その他市長が別に定めるものの設置のために地方自治法第238条の4第7項の規定により
使用させる場合は、市長が別に定める額の使用料を徴収する。

第27条を第30条とし、第26条第1項第1号中「第3条第1項」の次に「、第4条の2第1項」を加え、「利用の」を削り、「を利用した」を「の利用又は占用をした」に改め、同項第4号中「市長の」を削り、同条第2項中「を利用する」を「の利用又は占用をする」に改め、同項第1号中「利用の許可」を「利用の許可等」に改め、同項第2号中「許可」を「利用の許可等」に、「を利用した」を「の利用又は占用をした」に改め、同項第3号中「この条例」を「第2章」に、「利用の許可」を「利用の許可等」に改め、同条を第29条とする。

第25条の前の見出しを削り、同条第1項中「第9条」を「第9条第1項」に、「前条」を「地方自治法第238条の4第7項の規定による許可をして使用させる場合」に改め、「又は」の次に「第9条第2項若しくは」を加え、同条第2項中「第9条」を「第9条第1項」に改め、同条を第28条とし、同条の前に見出しとして「（過料）」を付し、第24条の次に次の見出し及び2条を加える。

(罰則)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条の3第1項の規定による移転又は撤去の命令に違反した者
- (2) 第15条の3第1項の規定による命令に違反した者（第7条第1項の規定に違反して権利譲渡等を行つた者並びに同条第2項の規定に違反して権利譲渡等を受けた者及び権利譲渡等に係る港湾施設の使用収益を行つた者に限る。）

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (2) 第15条の3第1項の規定による命令に違反した者（前条第1号及び第2号に該当する者を除く。）

第26条の次に次の1条を加える。

(両罰規定)

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定、第9条の改正規定（「第25条第1項」を「第28条第1項」に改める部分に限る。）、第27条を第30条とする改正規定、第26条を第29条とする改正規定、第25条の前の見出しを削る改正規定、同条を第28条とし、同条の前に見出しを付し、第24条の次に見出し及び2条を加える改正規定及び第26条の次に1条を加える改正規定は、同年6月1日から施行する。

福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第37号

福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年福岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第10条の 2 第 1 項中「要しない日」の次に「、勤務時間を割り振らない日」を加え、同条第 2 項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第15条第 3 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第20条第 2 項中「任期付職員条例」を「福岡市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成14年福岡市条例第51号。以下「任期付職員条例」という。）」に改め、同条第 3 項中「特定任期付職員」を「任期付職員条例第 2 条第 1 項の規定に基づき任期を定めて採用された職員」に、「、第11条及び第13条（勤勉手当に係る部分に限る。）」を「及び第11条」に改める。

第21条第2項中「、第11条及び第14条」を「及び第11条」に改める。

第22条第2項中「、第14条」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第15条第3項の改正規定は、同年6月1日から施行する。

福岡市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第38号

福岡市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例

福岡市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例（平成24年福岡市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「」の」を「」において」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第2号中「の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程」に、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第3号中「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第6号を第8号とし、同項第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第7号と

し、同項第4号中「中等教育学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条第1項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条第2項を次のように改める。

- 2 簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）については、前項第1号中「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第2号中「4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第3号中「5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第4号中「6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第5号中「7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第6号中「8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事

した経験を有する者に限る。）」とあるのは「4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第7号中「10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」とそれぞれ読み替えるものとする。

第5条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第5条第1項第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改め、同項第4号中「前2号」を「前3号」に改め、同条第2項中「1,000立方メートル」を「1万立方メートル」に、「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」を「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

福岡市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第39号

福岡市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

福岡市交通事業の設置等に関する条例（昭和49年福岡市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「244両」を「300両」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第40号

福岡市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和49年福岡市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第12条の 2 第 1 項中「要しない日」の次に「、勤務時間を割り振らない日」を加え、同条第 2 項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第15条の 2 を削る。

第16条第 3 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第19条第 2 項中「任期付職員条例」を「福岡市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成14年福岡市条例第51号。以下「任期付職員条例」という。）」に改め、同条第 3 項中「特定任期付職員」を「任期付職員条例第 2 条第 1 項の規定に基づき任期を定めて採用された職員」に、「、第13条及び第15条」を「及び第13条」に改める。

第20条第 2 項中「、第13条及び第15条の 2」を「及び第13条」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第16条第3項の改正規定は、同年6月1日から施行する。

福岡市消防事務における規制に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第 41 号

福岡市消防事務における規制に関する手数料条例の一部を改正する条例

福岡市消防事務における規制に関する手数料条例（平成 12 年福岡市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（手数料の減免）

第 6 条 市長は、規則で定める災害の復旧のため必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

福岡市立中学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第42号

福岡市立中学校設置条例の一部を改正する条例

福岡市立中学校設置条例（昭和39年福岡市条例第87号）の一部を次のように改正する。

本則第1項の表に次のように加える。

福岡市立周船寺中学校	福岡市西区大字周船寺
------------	------------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

福岡市学校給食費条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第43号

福岡市学校給食費条例の一部を改正する条例

福岡市学校給食費条例（平成21年福岡市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「徴収」を「不徴収等」に改め、同条第1項を次のように改める。

給食費は、徴収しない。ただし、前条の規定により学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者及びその他これに準じる者として規則で定める者をいう。）が規則で定める給食費に関する給付を受けている期間における当該給付に相当する部分に係る保護者等が負担すべき経費の範囲内で規則で定める額については、市長は、当該保護者等から給食費として徴収する。

第3条第2項中「前項」を「前項ただし書」に改める。

第4条中「給食費」を「前条第1項ただし書の給食費」に改める。

第5条中「給食費」を「第3条第1項ただし書の給食費」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の福岡市学校給食費条例第3条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納付すべき給食費について適用し、施行日前に納付すべき給食費については、なお従前の例による。

福岡市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第44号

福岡市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福岡市立学校職員の給与に関する条例（昭和29年福岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、へき地手当」を「及びへき地手当」に改め、「及び特定任期付職員業績手当」を削る。

第6条第1項中「第3条第8項」を「第3条第9項」に、「第7項」を「第8項」に改める。

第7条第2項第3号ア中「要しない日」の次に「又は勤務時間を割り振らない日」を加え、同項第4号中「第3条第8項」を「第3条第9項」に改める。

第7条の2第1項中「要しない日」の次に「、勤務時間を割り振らない日」を加え、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して教育委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して教育委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第10条の2第1項中「定年前再任用短時間勤務職員及び」を削る。

第11条第1項中「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」を「及び勤勉手当」に改め、同条第3項中「日の日数」を「日及び勤務時間を割り振らない日の日数を合計した日数」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

福岡市民体育館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第45号

福岡市民体育館条例の一部を改正する条例

福岡市民体育館条例（昭和47年福岡市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「利用者（」を「次の各号に掲げる利用者（」に、「別表」を「当該各号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 体育館（駐車場を除く。）の利用者 別表第 1 に定める額
- (2) 駐車場の利用者 別表第 2 に定める額

第 7 条の 2 第 2 項及び第 4 項中「個人利用」の次に「及び駐車場の利用」を加え、同条第 5 項中「前項」を「体育館」に改め、「個人利用」の次に「及び駐車場の利用」を加える。

第 9 条中「使用料」を「別表第 1 に定める使用料」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 市長は、特に必要と認めるときは、別表第 2 に定める使用料を減免することができる。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2

駐車場使用料

区 分	単 位	金 額
普通自動車		(1) 利用時間が 1 時間を超え、2 時間以内の場合 200円

	1台1回（1日以内）	(2) 利用時間が2時間を超える場合 300円
中型自動車等		1,000円
大型自動車		2,000円

備考

- 1 この表の規定にかかわらず、体育館を利用した者以外のものが駐車場を利用した場合の普通自動車の使用料の額は、利用時間1時間までごとに500円とする。
- 2 「普通自動車」とは道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車を、「中型自動車等」とは同条に規定する中型自動車及び準中型自動車を、「大型自動車」とは同条に規定する大型自動車をいう。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

福岡市立地区体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第46号

福岡市立地区体育施設条例の一部を改正する条例

福岡市立地区体育施設条例（昭和55年福岡市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項各号列記以外の部分中「者」を「利用者（第15条の2第1項に規定するプリペイドカードによる許可利用者を除く。）」に改め、同項第1号中「（第15条の2第1項に規定するプリペイドカードによる許可利用者を除く。）」を削り、同項第2号中「限る。）を利用する者」を「限る。以下同じ。）の利用者」に改める。

第15条の2第2項及び第4項中「個人利用」の次に「及び駐車場の利用」を加え、同条第5項中「前項」を「地区体育施設」に改め、「個人利用」の次に「及び駐車場の利用」を加え、同条第8項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

刑法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第47号

刑法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(福岡市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第 1 条 福岡市行政不服審査法施行条例（平成28年福岡市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第11条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(福岡市情報公開条例の一部改正)

第 2 条 福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第45条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第 3 条 福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年福岡市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第33条並びに附則第11項及び附則第12項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(福岡市風俗関連の営業に係る勧誘、誘引及び客待ち等の防止に関する条例の一部改正)

第 4 条 福岡市風俗関連の営業に係る勧誘、誘引及び客待ち等の防止に関する条例（平成18年福岡市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第 5 条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和32年福岡市

条例第48号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(福岡市職員退職手当支給条例の一部改正)

第6条 福岡市職員退職手当支給条例(平成16年福岡市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項第1号及び第5項第2号、第18条の見出し及び同条第1項第1号、第19条第1項第1号並びに第21条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(退隠料遺族扶助料及給与金条例の一部改正)

第7条 退隠料遺族扶助料及給与金条例(昭和16年福岡市告示第90号)の一部を次のように改正する。

第2条ノ2第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第6条第2号中「懲役若クハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第6条ノ2中「禁錮以上」を「拘禁刑以上」に、「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改める。

第7条第1項中「懲役若クハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改める。

(福岡市宿泊税条例の一部改正)

第8条 福岡市宿泊税条例(令和元年福岡市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(福岡市障がい理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部改正)

第9条 福岡市障がい理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例(平成30年福岡市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第32条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(福岡市中心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第10条 福岡市中心身障害者扶養共済制度条例(昭和47年福岡市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第10条第2号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(福岡市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第11条 福岡市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年福岡市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第19条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（福岡市屋外広告物条例の一部改正）

第12条 福岡市屋外広告物条例（昭和47年福岡市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第46条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（福岡市ピンクちらし等の根絶に関する条例の一部改正）

第13条 福岡市ピンクちらし等の根絶に関する条例（平成14年福岡市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（福岡市消防団員の定員、任用、分限、懲戒、服務等に関する条例の一部改正）

第14条 福岡市消防団員の定員、任用、分限、懲戒、服務等に関する条例（昭和41年福岡市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（福岡市消防団員退職報償金条例の一部改正）

第15条 福岡市消防団員退職報償金条例（昭和39年福岡市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。附則第5項において「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。以下この項において「懲役」とい

う。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（福岡市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第6条の規定による改正後の福岡市職員退職手当支給条例第17条第1項及び第5項、第18条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第21条第3項及び第4項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

